

くらしの注意情報

封書による個人情報流出防止詐欺にご注意！

相談事例

デイサービスの職員からの相談。利用者宅に、特殊詐欺の救済を名乗る団体から、「あなたの個人情報が出回っていることが判明した。緊急に個人情報の強制消去を含む法的措置を行わなくてはならない。通常であれば20～30万円の費用が必要だが、今回は当団体が5万円で手続きを行う。」と書かれた手紙が届いた。また別紙には、利用者の氏名・住所・電話番号・被害経験等を記載する欄があり、封書には「重要」の赤字が印刷されている。これは詐欺の手紙ではないのか。

アドバイス

この封書は、何らかの名簿を入手した悪質事業者がその名簿に基づき、無作為に消費者に送ったものと思われます。手紙には、「オレオレ詐欺や投資詐欺などの悪質業者から狙われ、家族にも多大な迷惑や被害が発生する。」など不安をあおるような脅し文句が書かれていますが、この手紙に根拠はありません。

- 書かれてある電話番号には連絡しないようにしましょう！！
- 申込書やお金を絶対に送ってはいけません！！

行橋市広域消費生活センター

行橋市西宮市2-1-39 2階(行橋駅西口そば)

電話 0930-23-0999

相談受付：月～金 9:00～17:00(祝日、12/29～1/3を除く)